

2026 年 10 月 2 日

関係団体・事業者 各位

DBDPE 及び TBPH の使用と代替可能性に関する調査への協力をお願い

経済産業省 産業保安・安全 G
化学物質管理課

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づく枠組みにおいて、毎年議論が行われているところです。

POPs 条約対象物質への追加についての技術的な検討は、条約枠組みにある POPs 検討委員会（POPRC）において、締約国から提案された物質について、①スクリーニング基準への適否、②危険性に関する詳細検討、③リスク管理の評価の検討、の 3 段階のプロセスを経て、締約国会議に勧告されることとなります。

「デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)とその関連物質、臭素化ジフェニルエタン」及び「ビス(2-エチルヘキシル)テトラブロモフタレート(TBPH)、その個々の異性体及び／又はそれらの異性体混合物を含む」（両物質とも主に難燃剤として使用されており、自動車用部品・電気電子機器用部品・半導体製造装置部品等幅広い用途で使用されています。）については、2026 年 9 月の POPRC 第 22 回会合において、ノルウェー及び EU から提案書が提出されており、①のスクリーニング基準について検討が実施される予定です。

これを受けて、日本として、POPRC 第 22 回会合以降に検討される上記②危険性に関する詳細検討及び③リスク管理の評価の検討に対応するため、下記の通り調査を実施いたします。特に、DBDPE は、1990 年代から DecaBDE 代替物質として国際的なサプライチェーンに組み込まれている物質であり、上記記載の通り幅広い用途で使用されているため、POPs 条約で製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制が決まった場合、日本産業への影響が危惧されるところ、是非ご協力をお願いします。

記

◇ 含有有無対象化学物質：DBDPE 及び TBPH

➤ DBDPE

- ✓ decabromodiphenylethane (DBDPE) and its related substance, 1,1'-ethane-1,2-diylbisbenzene, brominated (デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)とその関連物質、臭素化ジフェニルエタン) (臭素が 1－10 の BDPE が対象)
- ✓ CAS 番号：84852-53-9

➤ TBPH

- ✓ bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate (TBPH), covering any of its individual isomers and/or combinations thereof (ビス(2-エチルヘキシル)テトラブロモフタレート (TBPH)、その個々の異性体及び／又はそれらの異性体混合物を含む)
- ✓ CAS 番号：26040-51-7

◇ 調査内容等：別添 調査票のとおり。

ご提出いただいた調査票から回答者を特定できない形でデータを抽出し、用途ごとの使用量や代替可能性を取りまとめ、POPRC に情報提供することも想定されます。

用途ごとの使用量や代替可能性に大きな影響がある場合は、POPRC へ追加的な情報提供をすることが可能ですので、**期限後であってもご回答をお願いします。**

◇ 調査フロー等：

- ① 経済産業省の業界団体所管課室より、**業界団体宛に調査票を送付**します。
- ② ①で調査票を受け取った業界団体は、別添 調査票を**貴団体所属の企業に送付**をお願いします。
- ③ ②で調査票を受け取った企業は、調査票への回答をお願いします。ご回答いただくのは**DBDPE 又は TBPH 含有製品を取り扱っている事業者のみで構いません。**
DBDPE と TBPH どちらも対象となる場合は 2 つの調査票をご提出ください。複数の事業者・団体から貴社に調査票の送付があった場合には、いずれかの団体に 1 回だけご回答いただければ結構です。
- ④ 業界団体におかれましては、団体所属の企業からの調査回答を回収し、貴団体事務局にて取りまとめをお願いします。
- ⑤ 取りまとめたいただいた調査回答を経済産業省の貴団体所管課室に E-mail にて返信ください。提出メールの件名は、「**【提出】DBDPE 及び TBPH 調査**」としてください。
- ⑥ 調査対象の 2 物質について代替可能性に大きな影響の懸念があるなど、回答期限前に相談したい業界団体におかれましては、その旨、貴団体所管課室にご連絡ください。

◇ 回答期限：2026 年 10 月 30 日（金）

◇ 不明点等があれば、以下の担当に連絡ください。

担当：化学物質管理課 行本、石田、入間川
e-mail: POPs_METI@meti.go.jp

以上